

いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL・FAX 052-883-6966 mail ZAP03421@nifty.ne.jp

URL <http://member.nifty.ne.jp/aichihatarakumono/>

新年のご挨拶

理事長代行・医師 田渕哲雄

新年明けましておめでとうございます。
新年のご挨拶とともに、2003年を皆さんの力で素晴らしい
年にしていきたいと思ひます。



2001年から2002年は過労死の問題が社会的に提起されて
から20年の歳月が過ぎようやく長時間過密労働が労働者の
健康を蝕む、ということが認知された年となりました。

また「美德」あるいは「あたりまえ」といわれた「サービス残業」が「不法行為」で
あり、社会悪であるということが認知された年でもありました。はたらくものの命と
健康を守るという私たちの活動が、世の中を動かす力になっているということがはっ
きりと示された年となりました。

しかしながら「働きやすい職場で人間らしく働く」ということが労働者の権利とし
て認められ、たしかなものとなるにはまだこれからの戦いが必要です。特に、運輸・
交通関係の職場では、基本給を低く抑え歩合給与をあつくするという長時間過密労働
の温床はそのままになっています。このことは運輸・交通労働者の健康を破壊し、ま
た重大事故の原因にもなっています。

「サービス残業」が「違法行為」だとされても、まだ隠れた「サービス残業」の押
し付けは残されています。大企業の「リストラ」「大量解雇」の計画は次々と発表、
実施されています。さらに労働基準法を改正して、解雇しやすくする動きまでがすす
んでいます。労働者の雇用はパート採用、派遣業採用の増加でますます不安定になり、
失業が増大しています。はたらくものの命と健康を守るとともに雇用を守るとい
うことが大切な課題となっています。

2003年は愛知県知事選挙、統一地方選挙さらには総選挙とはたらくものの命と健康、
権利を守り発展させる力と、大企業の利潤のためにはたらく者の権利を突き崩そう
とする力、平和を守る力と戦争へ突き進む力のつばぜり合いの年となります。

はたらくもののいのちと健康、世界の平和のために、ともに力を尽くしましょう。

いのちと健康を守る旗を高く 全国センター第5回総会を開催

2002年12月14日（土）、東京・全労連会館において、全国センター第5回総会が開かれました。愛知健康センターからは宮崎、大家の2名が出席、全国から140名を超える参加者がありました。総会は、全ての議案を賛成で採択、辻村理事長、池田事務局長の再任などを承認しました。

いくつかの発言の要旨を紹介します。

愛知・宮崎

住友電設に勤務していた鈴木さんのぜん息による過労死が労災と認められました。98回の公判、12万の署名、提訴以来12年を要しました。また、愛知では、2002年6月に、フランス電力労働組合CGTと交流し、日本には無い労働裁判について学びました。さらに、学校現場には、依然として労働安全衛生委員会が設置されていない状況があること、87市町村に、安全衛生に関するアンケート照会を実施したところ、55市町村から回答があったことを発言しました。

愛知・大家

全国センターのニュースについて発言。

もっと読みやすく、分かりやすくできないか。せっかく重要な事柄、参考になることが書いてあっても読まれなければ勿体ない。心配りがあり、共感を得るようなニュース作りを強く要望したい。

東京板橋区・秋元

団体生命保険について発言。

過労死の影に保険ありと言える。社員の死によって、会社が数千万円の保険金を手に入れる現状は看過できない。住友軽金属は、1973年以来、数十億円の保険金を入手している。全国では、1300万人の労働者が団体定期保険に加入していると言われている。安全対策にも手拔きが生ずる恐れもある。

山梨センター

過労死家族の会について発言

過労死を考える家族の会を組織して、例年、3～4名が加入している。しかし、2002年は12名もの新規加入者があった。過労死問題が深刻になっていること、泣き寝入りはしたくないという遺族が増えているのではないかと。過労死を考える家族の会をもっと支援していく必要がある。

宮城県

4年前、全国区バトミントン大会の事務局を担当していた中学校教員が過労自殺した。教員には、公式には時間勤務は命じないことになっている。公式記録がないということで認定が難しい状況がある。県教育委員会は、新たに、教員の時間外勤務の実態を調査することになった

ひどい裁判長がいたもんだ

生命保険金6,680万円 全額を企業のものとした

■どんな名称にしても生命保険です、保険金の企業の横取りは犯罪

名古屋高裁では、保険金は遺族のものとする勝利判決と、まったく逆の判決である、保険金6,680万円全額を企業のものとするんでもない不当判決が出されています。三つ目の裁判「スミケイ運輸 高野・園山裁判」の判決も不当採決となりました。

「団体定期保険」「総合福祉団体定期保険」と名称に「生命」を除いていますが、保険の対象は従業員の命であり、生命保険そのものです。他人の命に保険を掛け、保険金をだまし取ることは犯罪です。企業は、従業員が死亡すれば会社も損失を受けるとして、保険金の受取を正当化しようとしています。しかし、住友軽金属は、三年間で800名にもものぼる大リストラを推進しています。一方、住軽金では、過労死や労働災害事故が後を絶たず、遺族の方は、大黒柱を失い大変です。

遺族は、「夫が病気になって亡くなったのは会社の仕事のせいだ！」と確信しています。従業員の死亡によって会社に損害があるなら、これは損害保険の範疇の問題です。保険金の企業の横取りは、犯罪と言わざるを得ません。

■UFJ銀行、北陸銀行などは、保険金は全額遺族に払っています

住友軽金属は、1973年（昭和48年）から今日まで、126名が過労死・労災事故で亡くなり、約50億円の保険金を横取りしてきました。ところが、UFJ銀行や北陸銀行などでは、従業員が死亡した場合、保険金の全額を遺族に支払い、さらに別に社内規定による退職金、弔慰金、埋葬料を支払っています。

■法令は原点に返って解釈すべし

団体生命保険に関する法律規定が少ないから、会社と保険会社の契約とか監督官庁の行政通達だけに頼るのではまともな判決となりません。団体生命保険の基本は、憲法の人間尊厳、民法の信義則、公序良俗に立ちかえり解釈すべきです。団体定期保険設立当初の目的である「遺族補償」を勝手に改変してきた会社と、保険会社の運用改悪を追認する判決は許されません。

■退職金は賃金の後払い、保険金から退職金を引くな！

会社は、従業員の40%が同時に退職しても、退職金が支払えるように、「退職給与引当金」として積み立てることができ、特別減税を受けています。団体生命保険の掛金も従業員の福利厚生として、税金がかからないようになっています。退職金と保険金は別なもので、保険金から退職金を差し引くことは許されません。

■退職金は賃金の後払い、保険金から退職金を引くな！

住友軽金属は、保険書類を隠し、名古屋地裁裁判長から「一枚の引継書も残していない。」と指摘され、また、裁判所に提出した年別死亡者数と、社内に掲示したものとさえ違っていています。保険収支や福利厚生が赤字で、会社の持ち出しがあるのが通常の状態で、保険収支などを黒字にすることは、恐ろしく多数の、従業員死亡者を出すことに他なりません。

住軽金9争議支援・連絡会議（連絡先：愛知健康センター内）

健康センター交流の旅レポート

『Bonjour、ボンジュール、en フランス』

完成、発刊

労働組合運動の一番の柱に、健康問題をドンと据えているフランスの経験を学びに行ってきました。

パリ近郷、センヌ・マレー県労連（CGT）のショメ書記長はじめ、役員の方々が暖かく迎えてくれました。労働裁判所や労災認定の仕組みなどは、私たちの運動に役立ちそうです。このレポートを是非お読み下さい。そして、大いに運動に活用して下さい。（A4版・95ページ・頒価1,000円）

ストライキ中の印刷工場を訪れて
労働者を激励した記念写真

ご注文・お問い合わせは・・・

●愛知働く者のいのちと健康を守るセンター
近森泰彦まで

●TEL&FAX 052-883-6966



おかしいぞ！

団体生命保険

団体生命保険裁判支援、全国に広がれ！

全国連絡会結成へ向けて

全国レベルで団体生命保険裁判の上告審への関心が大きく広がっています。これまで支援と運動を続けてきた団体や個人、弁護士団代表などが集まり「団体生命保険裁判を支援する会」が結成されていました。この「支援する会」の運動を更に大きく発展させるため、「団体生命保険裁判を支援する全国連絡会」結成に向けて準備が進んでいます。

2002年12月13日、午後6時半、東京地評5階会議室にて、「団体生命保険を支援する全国連絡会」結成準備会が開かれました。呼びかけ団体は、団体生命保険裁判を支援する会、働くものの全国センターを始めとする五団体。

東京では支援団体「板橋の会」が、2002年6月に発足し、かつて、文化シャッター・村松事件や住友電設・鈴木事件を闘った蓄積と経験をもとに活発な活動を始め、全国連絡会結成の原動力になりました。また、2002年11月の日本労働弁護団総会において、最高裁の団体生命保険裁判を特別報告（報告者：水野幹男弁護士）としてとりあげ、全国的な関心になったことも見逃せません。

住友軽金属工業は、1973年から団体生命保険を導入し、1996年までに100余人が亡くなり、控えめに見ても保険金を、約40億円余りを取得しています。また、住軽金では労災事故が多発し、社長が厚生労働省に呼びつけられ、厳重注意を受けています。こうしたなかで、会社が従業員の命と引き換えに多額の保険金を取得することは許し難いものです。

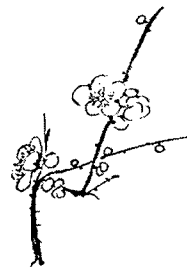
この裁判の結果は、働く全ての人々とその家族にとって、大きな影響を及ぼす重要な社会問題です。これ以上、企業が従業員の命と引き換えに多額の保険金を取得することは絶対に許すことができません。同時に、団体生命保険が誕生した時の本来の趣旨である「いざというときの遺族の生活保障」として運用意されることを望んでいます。

こうした重大な問題をはらむ住軽金の、団体定期保険近藤裁判・川本裁判が、名古屋高裁において、2002年4月、全く相反する判決が下され、最高裁で争うことになりました。私たちは、村松事件、鈴木事件以来、約10年にわたって団体定期保険の問題を世に問いかけてきました。このような背景を基に、全国連絡会準備会では、最高裁での近藤・川本裁判闘争に勝利し、「保険金は遺族に」という流れを確立していくことが確認されました。

さらに全国連絡会準備会では、

- (1) 最高裁への要請行動
- (2) 諸団体など支援の輪を広げる取り組み
- (3) 宣伝活動の重視
- (4) 国連人権委員会へのカウンターレポートを提出し
国際世論へ働きかける
- (5) 政策的な検討と学習会を進める

などの活動を展開することが確認されました。



最高裁要請
に
参加して

世界に恥じない 判決を求める！

近藤裁判原告・近藤弘子

2002年11月21日、原告として初めて最高裁要請に参加しました。最高裁判所は、隣の国立劇場と対照的で、四角い石造りの、まるで人を寄せ付けない石棺のような建物でした。

阿部弁護士を始めとした板橋支援の会メンバーが、救援会や他の争議団の方々と、早朝から宣伝を行って来ていました。

前回の要請から二ヶ月間で署名が大きく広がり、今回で団体署名669筆（計1101筆）、個人署名10,183筆（計13,600筆）を届けることができました。大きな段ボール箱ぎっしりの十数キロを東京に日向寺さんが運び上げてくれました。

団体定期保険裁判からは4名（東京・唐沢、日向寺、名古屋・田中、近藤）が裁判所の中に入り要請を行いました。今回は五団体でしたので発言時間は10分程度ありました。

裁判の概略を説明し、私の高裁判決は市民の目から見て、また国際的な人権、保険の目的、歴史から見ても大きな間違いを犯している。団体定期保険は「社長の善意をかたちに」と宣伝用パンフに謳ったように、会社が本来社員のために支出することが当たり前の福利厚生制度であり、保険で利得を得るかどうかということ自体間違いであり、人権感覚がない。十分な審議をして世界に恥じない判決を出して欲しいことを訴えました。

対応者は前回と同じ鈴木書記官一人。黙ってメモを取りながら聞いていましたが果たして思いが届いたか……。あれもこれも言いたい事ばかりで気持ちばかりが先行してしまいました。

午後からは、秋本さん、日向寺さんの案内で文京区、練馬区労連、板橋への団体への要請を行ってきました。各団体ともこの不況の中で大変苦勞をして運動を進めておられましたが、快く訴えを聞いて署名を受けていただきました。



昨年、住友軽金属本社への要請行動記念

書籍紹介

「快適！ VDT作業」 名古屋大学教授 宮尾 克 監修

発行／財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 頒価 ¥ 150円

VDT作業の啓発書として是非お求め下さい。（ご注文は健康センターへFAXで）

中部電力
藤田さん
過労自殺事件

明治生命は、藤田さんへ

死亡保険金を支払え!!

■うつ病による自殺は、契約1年以内でも保険金の支払免責条項には該当しない

藤田さんは、死亡する半年前、毎月の負担を少しでも軽くするため、民間の生命保険を解約し、これまで契約していた職場の団体生命保険掛金を増額しました。(民間解約額より減額) この変更部分の保険金が、約款により、加入1年以内の自殺のため保険金支払免責事項に当たるとして、保険金が支払われませんでした。

遺族は、死亡の理由が「うつ病」であることは、労働基準監督署も認めた「病死」であり、保険金支払免責事項には該当せず、保険金は支払われるべきとし、名古屋地裁に提訴し闘っています。

■「支援する会」学習会への参加を

今後、県労働局審査官、裁判所への要請の運動を強化するため、署名活動もはじめる必要があります。このため、藤田労災の現状と到達点、今後の課題などについて学習を計画しました。多くの皆さんの参加を呼びかけます。

●日 時：2003年1月25日(土)
15:30~17:30

●場 所：労働会館本館会議室
●報告者：岩井弁護士ほか



中電・藤田労災とは？
中電火力センター勤務藤田さんが死亡したのは、過労による「うつ病」が原因として、家族が平成十二年十月十九日労災認定を申請。結果は業務外で労災は認定されませんでした。

住友軽金属
名古屋製造所
死亡事故

精神的努力では死角は埋まらない 悲惨な死亡事故また発生

住友軽金属工業名古屋製造所は、一昨年、連続3件の死亡災害事故を起こしました。それぞれの労災災害は検察庁に書類送検され、労働基準監督署からは、特別労働安全衛生指導事業所に指定されていました。にもかかわらず……。

2002年11月6日水曜日晴れ、午前11時35分頃、住友軽金属名古屋製造所の構内中央道路(2車線)で、歩行中の住軽金従業員がリフトに轢かれ、内臓と脳みそが飛び出す悲惨な労働災害事故が発生しました。即死でした。

被災者Uさん(46歳)は、勤続27年の本工労働者(ただし事故当時の仕事は従事して2ヶ月目)。

リフトの運転手は、子会社のスミケイ運輸のベテラン運転手で、指導員でした。

運転手は、対向してきた2台の自転車に気を取られ、歩行者だった被災者に気が付かなかった模様です。

住友軽金属では、大リストラの後、労働災害が多発しており、最悪の死亡事故は4件に上りました。

この間、安全対策が進められてきたものの、今なお「構内ではリフト優先」、「歩行者優先ではない」という「指導」が、事故後に行われたリフト運転席試乗体験集会でこの発想では次の事故につながりかねない、「安全第一」の発想に転換すべきだ、と職場から危惧の声が多数出されています。

事実、9月20日、社長が職場巡視して「安全な職場が築かれつつある。」と講評したばかりでした。確かに職員の努力によって、重大災害が減りつつありましたが、精神的努力だけではどうしても死角は埋まりません。労働者の声を聞き、長時間過密労働など根本的に勤務態勢を見直すべき時期です。

会社は、この死亡事故に自転車に関係していたことなどにより、構内の自転車利用禁止の措置を取りました。構内には食堂が一つしかないので、徒歩では、食堂から一番遠い職場の労働者が、昼休み時間が無くなるため、もう1カ所食堂を増設したとのことです。

南労働基準監督署は、一層の安全衛生活動の強化と、同時に、私たちが8月に申し入れをした熱中症対策、温度測定、R80の換気扇13基故障放置、上水と工業用水の区分表示、クレーンの無免許問題について、文書で改善を指導しています。

過 労 死 を
考 え る
家 族 の 会

名古屋家族の会、

総会を開催

2002年12月7日（土）午後2時から、水野弁護士事務所で名古屋過労死を考える家族の会総会が開かれました。健康センターから、大池、原田、鈴木の名3名が出席。

始めに、全国過労死を考える家族の会総会（11月22日、東京）の報告がありました。厚生労働省との交渉および全国総会の内容は、NHKが取材し全国放送されたこと、新しい遺族の参加が多く、集会では、鈴木美穂さんが勝利とお礼の報告をのべたこと、再申請中の遺族や裁判闘争中の遺族が、壇上で一杯になり、報告の時間が少なかったこと、そして、悲惨な過労自殺が多かったことなどでした。

続いて、名古屋家族の会の2002年の活動が報告されました。事務局会議を2回開催（事務局は、柏木、鈴木美穂、大池の名3名）、家族の会ニュースを2回発行、全国家族の会事務局会議（於東京）2回出席、愛知健康健康センターを中心に、裁判の傍聴を行ったことなどが報告されました。

会計報告に続き、自己紹介を行いました。自己紹介では、7名の方が、闘争中の事案の途中経過を報告されました。労基署の冷たい対応、労災申請した途端に企業は手

を返したように豹変すること、労基署は、決して市民の味方ではなく会社の味方であることなどが報告されました。また、ご主人が過労自殺されたあとに妊娠が判明し無事出産されたご遺族の報告には、会員の涙を誘いました。

いずれにせよ過労死・過労自殺は遺族・家族にとって悲惨であり、何としても防ぎたいものです。労災のない職場作りの大切さを痛感しました。

東海銀行
松井労災闘を
支援する会

UFJ銀行は、労働者を 安全に働かす義務がある

■それは時間外のことだった

東海銀行に勤務していた、松井靖夫さんは心臓病で、一級の身体障害者でした。そのため、同行の健康管理規定により「時間外勤務禁止」とされていました。ところが、これは建前で、実際は毎日のように、残業をさせ、黙認していました。ただ、記録だけは一ヶ月まとめて『ゼロ』としていたにすぎません。

亡くなったときも時間外の業務で「むずかしいお客」との電話中でした。(15年前のことです)

誰が見ても「労災死」と思いました。

さらに、最初は、銀行も労災と認め、職員組合書記長を通じて、遺族に伝えていました。

■遺族が労災申請したら、一転して否認に

最初は、UFJ銀行(旧東海銀行)も、労災と認めていました。しかし、遺族が労災申請をした途端に、その態度は豹変し、「松井さんの死亡は労働災害ではない」と言い出し、一転して否認の態度をとりました。

遺族はやむなく、1998年(平成10年)に東海銀行を被告に、損害賠償請求裁判を起こし現在に至っています。この銀行のコンプライアンスとは、厚顔無恥と書くのでしょうか。15年も。

■原告・遺族の願いは

原告・遺族の願いは、次の二点です。

①「東海銀行の職場で、松井のような死」を二度と起こさない職場に。

(職場で、「安全配慮義務」の確立を)

②「松井さんの死を労災と認め、謝罪と保障を要求」。

私たち、松井労災を支援する会は、愛労連・銀産労・愛知争議団・国民救援会・第三銀行従業員組合・静岡銀行鈴木文子さんの懲戒処分撤回裁判など各争議の解決のため、連帯して運動を進めています。



第三銀行は、中高年・女性をいじめるな！

第三銀行（本店：松阪市）は、1999年10月から、中高年・女性いじめの「差別賃金制度」を導入し増した。この制度により、中高年職員（55歳以上）は、月額10万円以上の賃金カットを受けるようになりました。その上、女性職員の大半は、賃金カットを受ける「一般職」に押し込められています。制度導入に反対していた第三銀行従業員組合の仲間たちは、2000年7月13日に、津地方裁判所へ、損害賠償の訴えを行い、「差別賃金制度」の白紙撤回を求める闘いを進めています。

愛知県議会、じん肺根絶意見書を採択

2002年12月愛知県議会にて、じん肺根絶の意見書が採択されました。

この意見書は、自民8名、民社クラブ3名、公明党1名、県政同志会1名、共産党1名以上14名が発議者となり、愛知県議会に発議したものです。私たちの運動が県議会を動かしたものとと言えます。採択された意見書の内容は以下のとおりです。

じん肺根絶についての意見書

じん肺は、粉じんを長い年月にわたり多量に吸入することによって、肺に繊維性組織の増殖性変化をおこし、機能を次第に低下させる病気であり、窯業・土石製品製造業など様々な職場で発生しており、しかも、じん肺そのものの治療法はなく、様々な合併症を引き起こすことから、患者とその家族を苦しめる悲惨な病気である。

国においては、じん肺法を制定し、作業環境の改善や健康管理の充実等、各種対策を講じてきたところであるが、法制定後42年が経過している今日においても、じん肺は一向に減らず、毎年じん肺患者が発生するなど誠に憂慮すべき状況となっている。

よって、国におかれては、じん肺患者の早期救済とじん肺根絶のための対策を充実強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

当面の日程

- 1／15(水) スミケイ林高裁 10.00- 教職員部会 18.30-
- 16(木) 愛知県知事選告示
- 17(金) 過労死研究会 18.00- 水野事務所
- 20(月) 第10回事務局会議10.00- 住軽金軽9 争議事務局会議 18.30- 全港湾
- 22(水) 泰中裁判 10.00- 地裁
- 23(木) 最高裁要請・スミケイ本社要請 土井・原田
- 24(金) 泰中地労委 16.00-
- 25(土) 中電藤田裁判支援する会 15.30-
- 27(月) 金丸事務局会議 18.30- 再生センター 18.00- 全港湾
- 28(火) 大3紙業相馬裁判 13.30- 豊橋地裁
- 29(水) 住友伸銅所へ要請 13.00-